

○鹿島市議会基本条例

平成22年9月27日

条例第10号

改正 平成23年3月7日条例第6号

平成31年3月22日条例第12号

目次

前文

- 第1章 基本理念及び基本方針（第1条—第4条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第5条・第6条）
- 第3章 市民との関係（第7条—第9条）
- 第4章 市長等との関係（第10条—第13条）
- 第5章 議会の権能の強化（第14条—第19条）
- 第6章 政治倫理（第20条）
- 第7章 見直し手続（第21条・第22条）

附則

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大する中で、議員の合議体である議会は、市長とともに市民の直接選挙により選出された市民の代表であるという二元制の一翼を担う機関として、その果たすべき役割と責務は益々重要なものになっている。

議会は、市長その他の執行機関と対等な関係を構築し、市民の福祉の向上と将来のまちづくりに向けて、意思決定機関及び行政の監視機関としての役割を十分に発揮しなければならない。

市民の代表として選ばれた議員は、市民の代弁者であるとともに、市民協働のまちづくりを実現するために、市民への情報発信と意見の収集を積極的に行い、政策立案能力の向上に努め、あわせて議会での意思決定に関する説明責任を果たす必要がある。

よって、ここに鹿島市議会は開かれた議会を推進し、議会運営の基本的事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にして、市民の負託に応えることを宣言し、この条例を制定する。

第1章 基本理念及び基本方針

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定め

ることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上及び公正で民主的市政の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、分権時代を迎えて「市民が主役」の議会を目指し、市民自治の観点から真の地方自治の実現に取り組むものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

(1) 議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。

(2) 議会の本来の機能である政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。

(3) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。

(4) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

(最高規範性)

第4条 この条例は、議会における最高規範であつて、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例の研修を行わなければならない。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第5条 議会は、議員、市長、市民等の交流と自由な討論の場であるとの認識に立つものとする。

2 議会は、主権者である市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会運営を行い、市民参加を目指して活動するものとする。

3 議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断と責任ある活動を行い、市民に対して説明する責務を有する。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して議会活動を通じて市民の負託に応えるものとする。

- 2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。
- 3 議員は、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握し、政策形成に反映するとともに、市民に対して説明する責務を有する。

第3章 市民との関係

(市民との関係の基本原則)

第7条 議会は、鹿島市議会情報公開条例(平成12年条例第45号)との整合を図りつつ、議会の活動に関する資料を原則公開するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、開かれた議会運営に資するため、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条、法第109条の2及び法第110条の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るために、議員の全部又は一部と市民等との意見交換の場を設けることができる。
- 5 議会は、議場開放等の取組を必要に応じ行うものとする。

(平23条例6・平31条例12・一部改正)

(議会広報の充実)

第8条 議会は、議会独自の観点から、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう市政に係る情報の広報に努めるものとする。

- 2 議会は、議会の活動及び運営等について広報を行うために、毎定例会終了後に鹿島市議会だよりを発行するものとする。

(平31条例12・一部改正)

(議会報告会)

第9条 議会は、議会報告会を必要に応じ行うものとする。

第4章 市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第10条 議会は、市長との立場及び権能との違いを踏まえ、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と、常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び市長等への政策提言を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。

2 市長等の職員は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、議長又は委員長の許可を得て、質問することができる。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第11条 議会は、市長等が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため、市長等に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け及び整合性
- (4) 関係する法令及び条例等
- (5) 財源措置及び将来負担すべき経費
- (6) 政策等の効果

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算の審議における政策説明)

第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

(平23条例6・一部改正)

(市政に係る重要な計画の議決等)

第13条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、鹿島市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更等とする。

2 議会は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民等から意見等を募集するときは、あらかじめ市長等にその理由及び概要の説明を求めるものとする。

第5章 議会の権能の強化

(会派)

第14条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(議会改革の推進)

第15条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会運営等改革検討会を設置する。

(専門的事項に関する調査)

第16条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験を有する者等を積極的に活用するものとする。

(議員研修の充実強化)

第17条 議会は、政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

(平23条例6・一部改正)

(議会図書室)

第18条 議会図書室は、法第100条第19項の規定により、誰もが利用することができる。

2 議会は、調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効利用を図るものとする。

(平23条例6・一部改正)

(議会事務局の体制整備)

第19条 議会は、政策形成及び政策立案能力の向上を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るものとする。

(平23条例6・一部改正)

第6章 政治倫理

(政治倫理)

第20条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、政治倫理の確立及び向上に関しては、鹿島市議会倫理綱領の定めるところによる。

第7章 見直し手続

(見直し手続)

第21条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するために、任期末に活動報告書を作成するものとする。

2 議会は、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案して議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(平31条例12・一部改正)

(補則)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。